

高度外国人材を巡る状況について



厚生労働省外国人雇用対策課
平成23年6月28日

外国人雇用対策の基本的な考え方

現行法の枠組み

〔出入国管理及び難民認定法〕

外国人労働者の受入れ範囲は、「我が国の産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して決定。

〔雇用対策法〕（平成19年6月改正、平成19年10月1日施行）

- ・ 国が講じるべき施策として下記を明記。
専門的・技術的分野の外国人の就業促進
外国人の雇用管理の改善及び再就職の促進
不法就労の防止
- ・ 事業主に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務を課すとともに、外国人雇用状況の届出を義務化。
- ・ 雇用対策法に基づき、事業主が講じるべき措置を具体化した「外国人指針」を告示。

当面の基本的考え方

〔雇用政策基本方針(20年2月厚生労働大臣告示)〕

国際競争力強化の観点から、専門的・技術的分野の外国人について、我が国での就業を積極的に促進。

「外国人指針」等に基づき、外国人労働者の就業環境の改善を図る。

※ 労働力確保については、まずは**国内の若者、女性、高齢者等の労働市場への参加実現**が重要。

（新成長戦略(H22年6月18日閣議決定)）

※ **単純労働者の受入れ等**、外国人労働者の受入れ範囲の拡大は、労働市場の二重構造化のおそれに加え、労働条件等の改善を妨げ、求人充足・人材確保を阻害するおそれがあることから、**慎重に対応**。

具体的対応

〔専門的・技術的分野の外国人に対する支援〕

- ・ 外国人雇用サービスセンター（東京、愛知、大阪）を中心とした全国ネットワークを活用し、専門的・技術的分野の外国人の就職を促進。
- ・ ハローワークが大学等と連携し、留学生の国内就職を促進。また、留学生に対するインターンシップ事業を実施。

〔外国人の適正就労・安定雇用に向けた取組〕

- ・ 事業主に対する外国人指針の周知・啓発や、外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。
- ・ 急速な雇用情勢の悪化により、日系人に対する機動的な雇用対策を実施。
 - 1) ハローワークにおける通訳・相談員の配置増など機動的な相談・支援機能の強化
 - 2) 日本語コミュニケーション能力の向上等を図る就労準備研修の実施

外国人雇用状況の届出制度の周知徹底（事業主のコンプライアンスの一環）

高度外国人材の受入れは国家戦略

①国が講ずべき雇用対策

- ・「**高度の専門的な知識・技術を有する**」外国人の就業促進を国が講ずべき雇用対策として明確に位置付け。（雇用対策法第4条）

②留学生の受入れ拡大

- ・2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。
- ・入学の入り口から大学等や社会での受入れ、**就職など卒業・修了後の進路に至るまで**、体系的に支援を実施。
（留学生30万人計画（骨子）（H20.7.29 策定））

③高度外国人材について開放的な受入れ制度

- ・労働市場テストや受入れ人数枠などの制限もなく、基本的に大卒であれば**広く就労可能**。

④在留高度外国人材の倍増

- ・優秀な海外人材を我が国に引き寄せるための施策を実施し、在留高度外国人材の倍増を目指す。
- ・質の高い外国人留学生の受入れ30万人を目指す。
- ・さらに優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、職歴や実績等に優れた高度外国人材に対し出入国管理上の優遇措置を与える「**ポイント制度**」の導入を検討。

（「新成長戦略」平成22年6月閣議決定）

現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度

- 専門的・技術的分野の高度外国人材については、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下、ホワイトカラーや技術者として、我が国で広く就業が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
☆技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
☆人文知識	企画、営業、経理などの事務職
☆・国際業務	英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
☆企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で上記2つの在留資格に同じ
興行（※）	俳優、歌手、ダンサー、スポーツ選手
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
☆教授	大学教授
☆投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
☆法律・会計業務	弁護士、会計士
☆医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
☆研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師

☆・・・ポイント制度の対象となる資格

我が国で就労する外国人のカテゴリー

我が国で就労する外国人労働者（総数 約65.0万人）の内訳

①就労目的で在留が認められる者

約11.1万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

- ・その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。
- ・各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能。

②身分に基づき在留する者

約29.7万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- ・これら在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③特定活動等

約13.4万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外交官等に雇用される家事使用人、ワーキングホリデー等及び技能実習※）

- ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ※平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④資格外活動（留学生のアルバイト等）

約10.8万人

- ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（留学生：1週28時間以内）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

国籍別・在留資格別 外国人労働者の現状(2010年10月現在)

単位:人

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③特定活動等	④資格外活動
全国籍計	649,982	110,586	296,834	134,368	108,091
中国	287,105	49,498	53,038	102,244	82,281
ブラジル	116,363	513	115,579	151	106
フィリピン	61,710	2,773	50,825	7,489	612
韓国	28,921	11,876	7,908	1,983	7,152
ペルー	23,360	103	23,115	74	61
その他	132,523	45,823	46,369	22,427	17,879

出典: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(2010年10月末現在)」

○在留資格「永住者」とは

在留資格「永住者」は、すでに日本での在留資格を有する外国人に対して法務大臣が許可を与えることによって認められるものであり、入国当初から付与されるものではない。

(許可要件) 【「出入国管理法第22条」及び「法務省永住許可に関するガイドライン」で規定】

①素行が善良であること

②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

(原則として引き続き10年以上本邦に在留していること、罰金刑や懲役刑などを受けていないこと、など)

○「帰化」とは

帰化とは、日本国籍を有しない者(外国人)からの国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家(法務大臣の権限)が許可を与えることによって、日本国籍を与える制度。

(許可要件) 【国籍法第5条】

①引き続き5年以上日本に住んでいること

②年齢が20歳以上であって、かつ、本国の法律によっても成人の年齢に達していること

③素行が善良であること

④生活に困るようなことがなく、日本で暮らしていけること

(生計を一つにする親族単位で判断され、申請者自身に収入がなくても、配偶者やその他の親族の資産又は技能によって安定した生活を送ることができればよい)

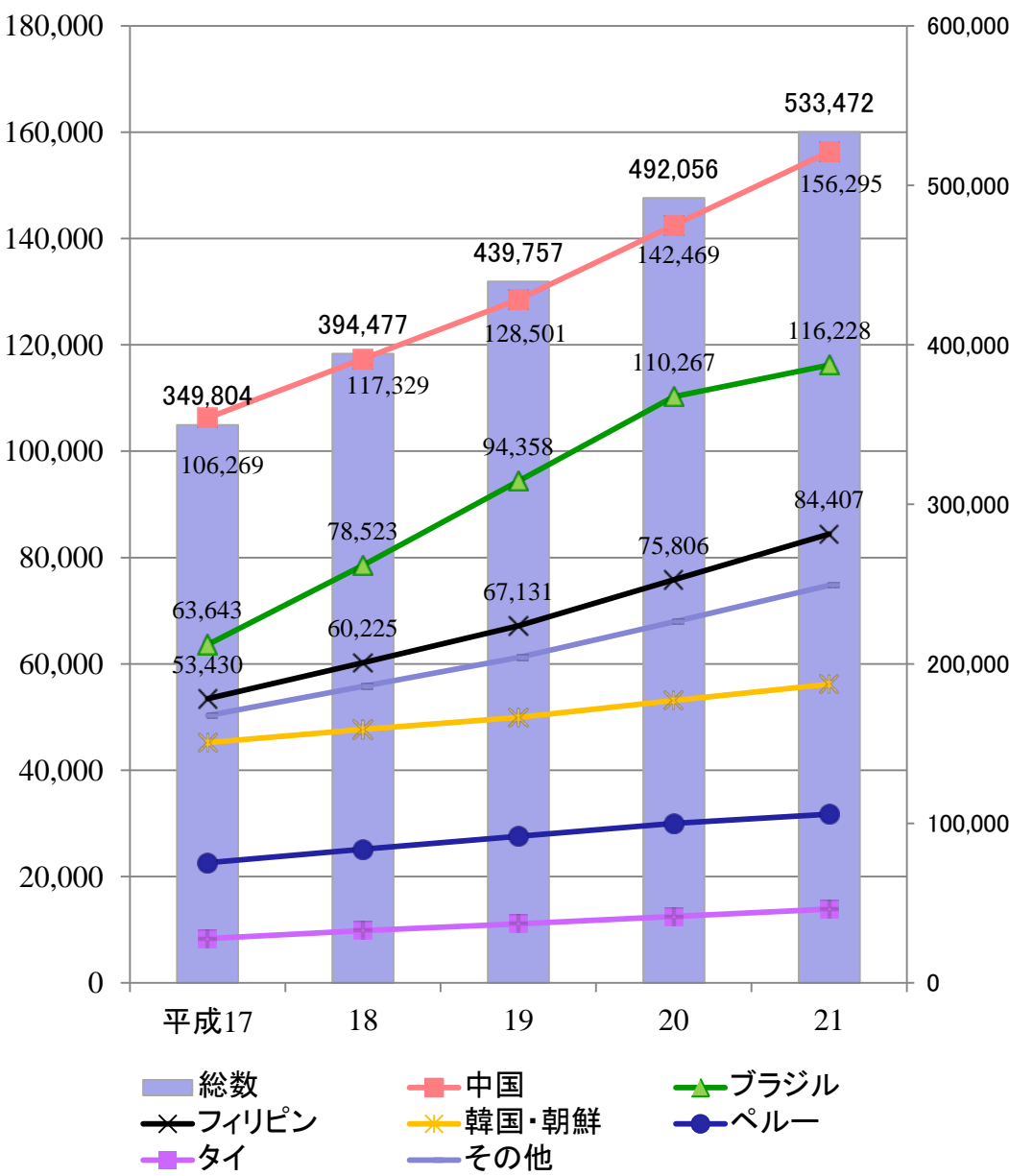
⑤無国籍であるか、原則として帰化によってそれまでの国籍を喪失すること(重国籍の禁止)

⑥憲法遵守

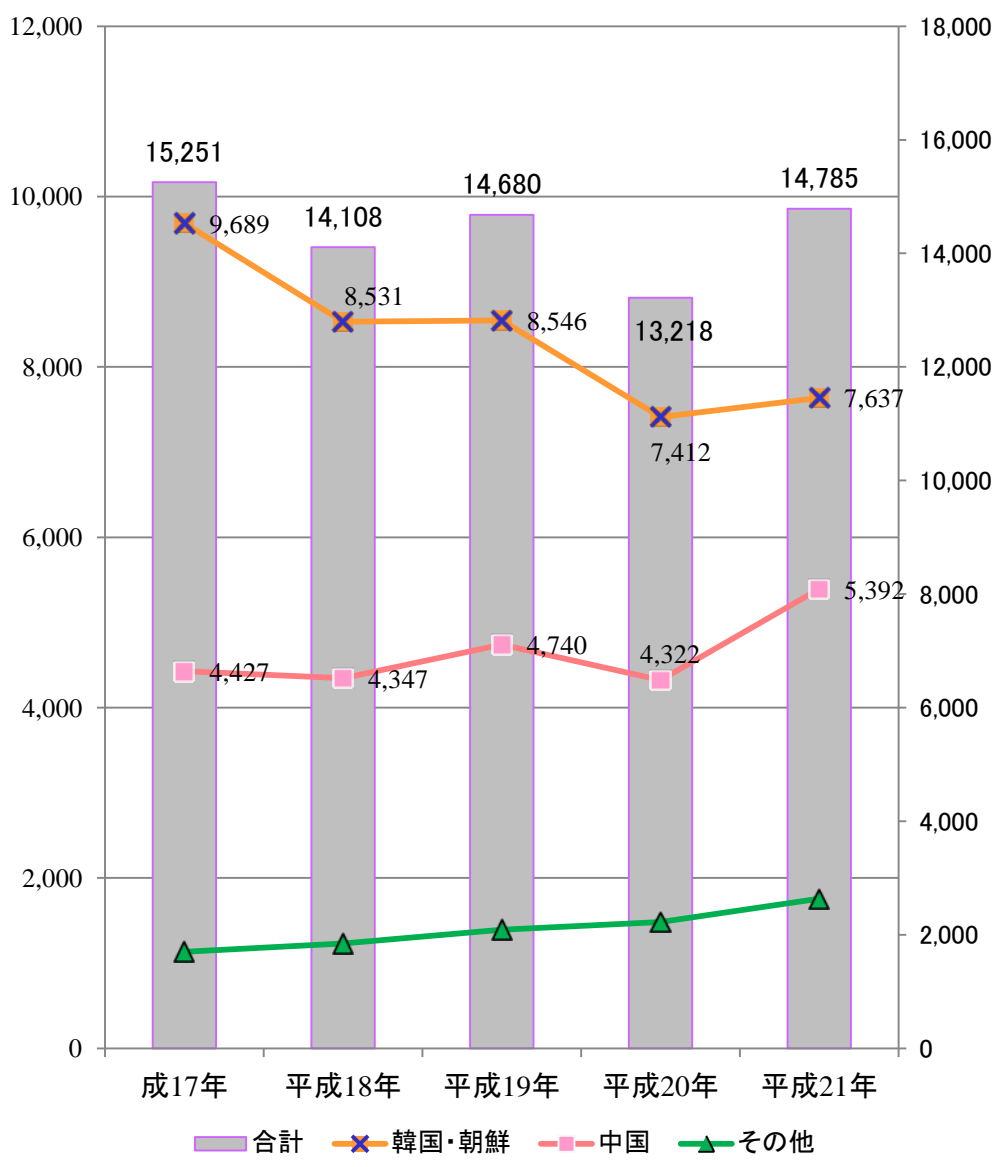
※その他簡単な日本語のテストあり。

	技術・人文知識国際	永住者	永住者の配偶者等	帰化
国籍	外国籍	外国籍	外国籍	日本国籍
在留期間	3年又は1年	無期限	3年又は1年	無期限
就労活動の制限	制限あり	制限無し	無制無し	制限無し
生活保護の適用	適用無し	予算措置で適用	予算措置で適用	適用
その他	・失業した場合、在留期間内に再就職できなければ帰国。	・失業しても引き続き在留可能。 ・配偶者や子は「永住者の配偶者等」の在留資格への変更が可能。	・失業しても引き続き在留可能。 ・永住許可申請する場合、配偶者の場合3年の婚姻生活及び1年の本邦在留、子の場合1年の本邦在留で申請可能。	日本人と同様。

【表1】 「永住者」の在留資格による
国籍別外国人登録者数の推移 (総数)



【表2】 「帰化者」の在留資格による
国籍別外国人登録者数の推移 (総数)

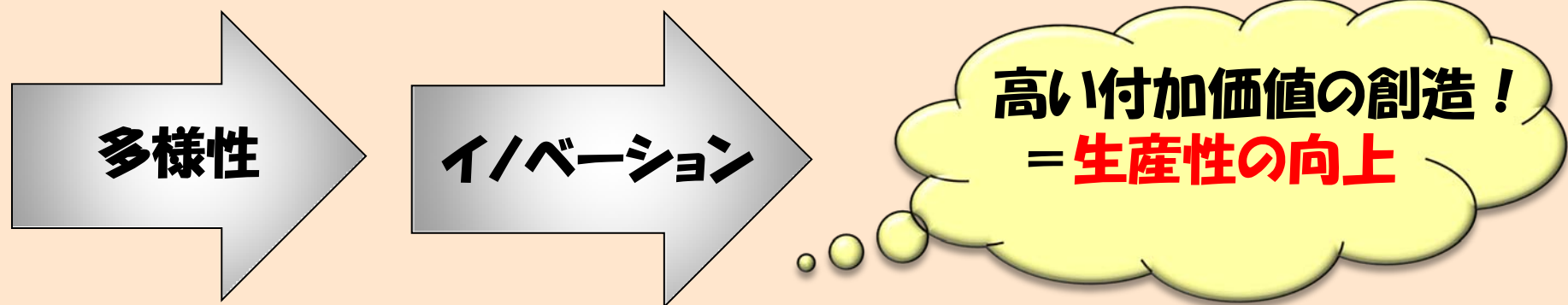


出典：法務省入国管理局 「平成22年度版出入国管理」

高度外国人材活用の意義

異なる教育、文化等を背景とした外国人ならではの発想力・企画力は、我が国経済社会の活性化・国際化を図る上で有効。

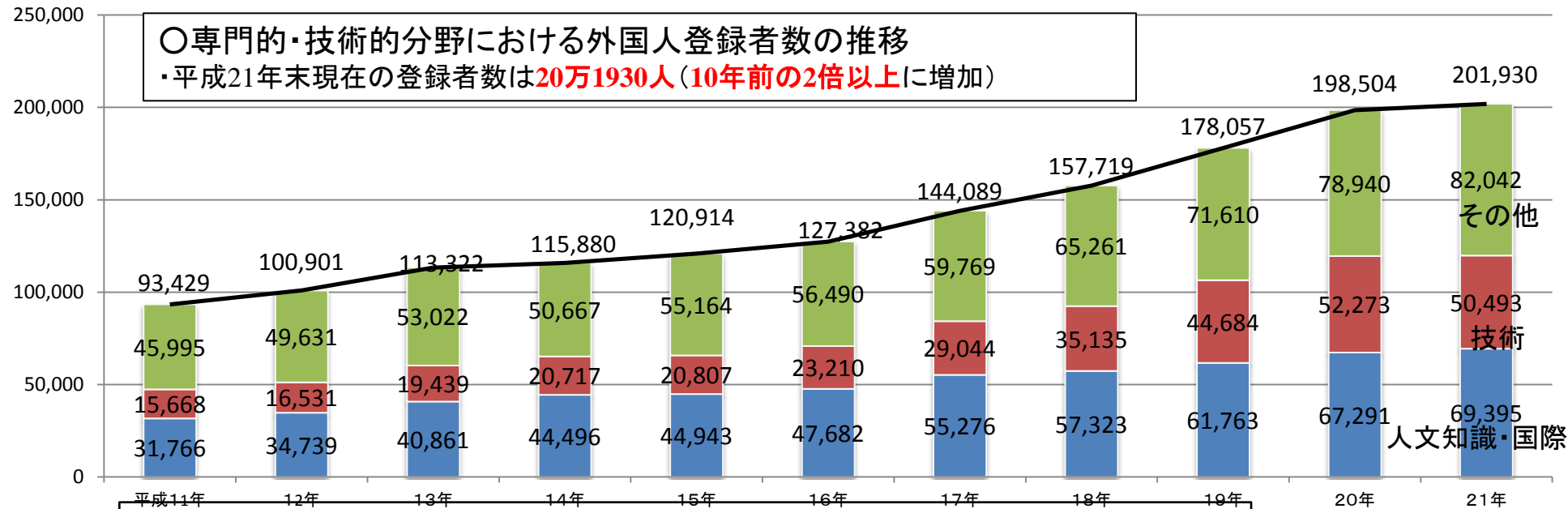
日本人社員のみによって形成された画一的な視点ではなく、外国人ならではの知識の活用、異文化の発想（ダイバーシティ＝多様性の尊重）により、新たなアプローチ、思いもよらぬ価値が生み出される（イノベーション）。外国市場開拓の期待も大きい。



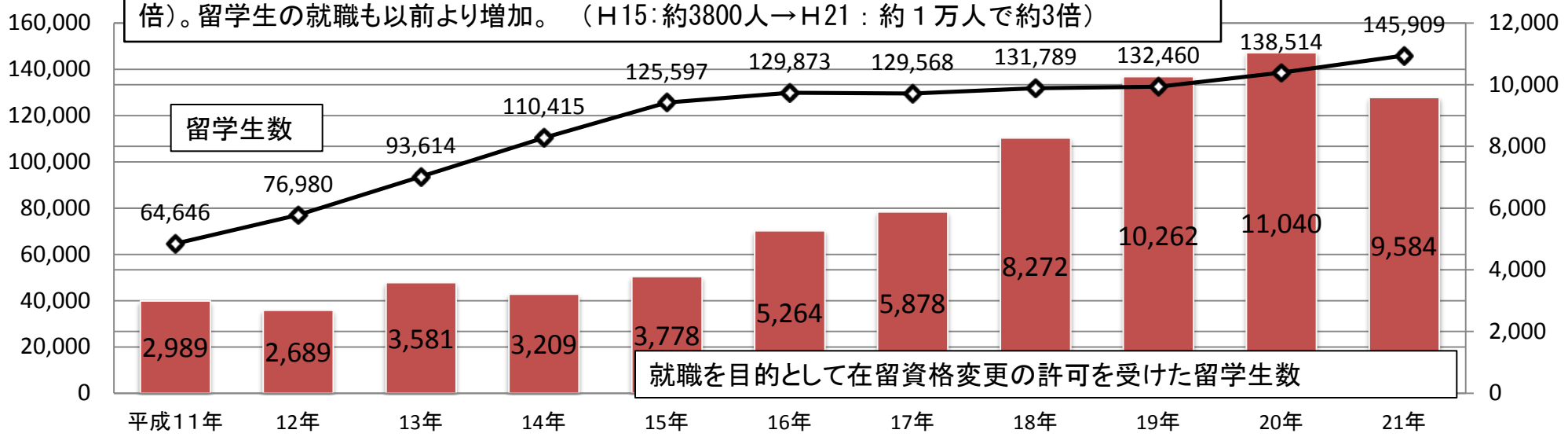
- 例)
- ・ 斬新なコンセプトに基づく商品開発
 - ・ 新たな発想による経営手法を導入
 - ・ 新たな外国市場の開拓

専門的・技術的分野の外国人材数及び留学生数

○専門的・技術的分野における外国人登録者数の推移
 ・平成21年末現在の登録者数は**20万1930人**（10年前の**2倍以上**に増加）



○日本における留学生数の推移
 ・平成21年末現在の留学生の総数は**14万5909人**で過去最高である。（20年10年前の約2倍）。留学生の就職も以前より増加。（H15：約3800人→H21：約1万人で約3倍）



高度外国人材の就業を巡る現状

○月額報酬別交付件数

(単位 人)

報酬額	人文知識・国際業務		技術		合計	
20万円未満	464	(9.4%)	625	(15.8%)	1,089	(12.2%)
20万円以上～30万円未満	3,339	(67.5%)	1,908	(48.2%)	5,247	(58.9%)
30万円以上～40万円未満	402	(8.1%)	576	(14.6%)	978	(11.0%)
40万円以上～50万円未満	114	(2.3%)	268	(6.8%)	382	(4.3%)
50万円以上～60万円未満	146	(3.0%)	202	(5.1%)	348	(3.9%)
60万円以上	357	(7.2%)	309	(7.8%)	666	(7.5%)
不明	127	(2.6%)	68	(1.7%)	195	(2.2%)
合計	4,949	(100.0%)	3,965	(100.0%)	8,905	(100.0%)

- 月額報酬別では、20万円以上30万円未満で約6割。
- 年齢別では20代・30代で、約9割。
- 年間売上額別では1億円から10億円が最多。
- 従業員数別では300人未満の中小企業で約7割。

○年齢別・性別交付件数

(単位 人)

	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男性	0	3,553	1,960	623	196	44	6,376
構成比	0.0%	55.7%	30.7%	9.8%	3.1%	0.7%	100.0%

○年間売上額別交付件数

(単位 人)

	1,000万円以下	1,000万円～1億円	1億円～10億円	10億円～100億円	100億円～1,000億円	1,000億円超	不詳	合計
交付件数	268	1,337	2,304	2,062	1,020	835	1,079	8,905
構成比	3.0%	15.0%	25.9%	23.2%	11.5%	9.4%	12.1%	100.0%

○従業員数別交付件数

(単位 人)

	9人以下	10～99人	100～299人	300～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不詳	合計
交付件数	2,000	2,908	1,257	862	1,099	600	179	8,905
構成比	22.5%	32.7%	14.1%	9.7%	12.3%	6.7%	2.0%	100.0%

「一部上場企業本社における外国人社員活用実態に関するアンケート調査」から

(平成20年7月現在の状況)

○ 一部上場企業本社における**外国人社員の活用状況は約半数**。
(活用している企業において、全社員に対し、外国人社員は0.26%。)

○ その中でも**正社員として活用されているのは約4割**。

○ 平均勤続年数は、**正社員で4.3年**。

○ 外国人正社員をみると、「**営業・販売**」、「**研究開発**」、「**システム開発・設計**」が多くを占めている。

○ 年収を見ると、**正社員でも400万円台**が最も多い(25.4%)。

(参考)

従業員1000人以上の企業における正社員の平均年収は673万円(※平均年齢:40.1歳)
厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告(平成19年度)」

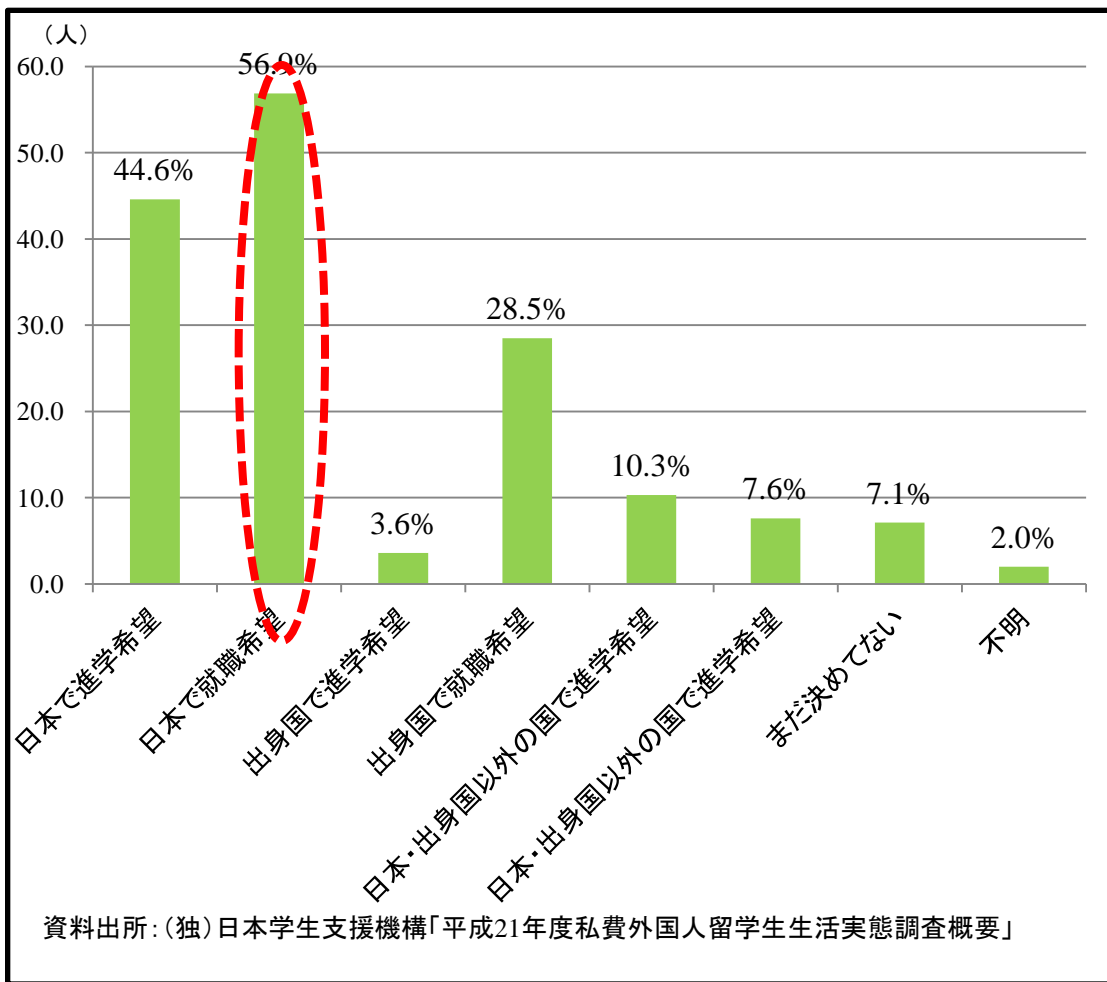
○ 管理職として活用されている**外国人社員は5.8%**。

(参考)

従業員1000人以上の企業における部長級、課長級の社員の割合は12.5%
厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告(平成19年度)」

留学生の卒業後の進路希望と就職状況

・留学生全体の卒業後の進路の希望の調査(複数回答)では、「日本で就職を希望」(56.9%)する者が最も多く、次いで「日本で進学希望」(44.6%)する者が多い。一方実際に日本で就職している者は希望者の約半分となっている。 ➡ **活用の余地！！**



**卒業(修了)
留学生※
36,271人**

↓

日本で就職: 8,736人(24.1%)
就職活動継続: 3,998人(11.0%)

※平成20年度中に卒業(修了)した外国人留学生
資料出所: (独) 日本学生支援機構
「平成20年度 外国人留学生進路状況調査」

留学生の就業促進に向けた具体的な施策

- 「外国人雇用サービスセンター」等（外国人版ハローワーク：東京・名古屋・大阪・福岡）を、高度外国人材の就職支援の拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットを活用し、意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供。
- また、「留学生30万人計画（骨子）」も踏まえ、就職支援の充実、企業の意識改革や受け入れ体制の整備を図るべく、（独）労働政策研究・研修機構や、文部科学省等、関係機関の英知を集結して支援に取り組む。
- 厚生労働省としても、企業における高度外国人材の就労環境の整備にむけた支援を実施。

全国的ネットワークによるマッチングの促進

I 外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや学生職業センターとの連携により、卒業にいたるまで複数年にわたり、全国のかつきめ細かな就職支援を実施。

意識啓発・カウンセリング等

II 大学の就職担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行うほか、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、留学生の意識・動機付けに向けて連携。

留学生インターンシップ・大学との連携

III 企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを実施。また、大学の就職支援担当者との情報交換を実施。

企業における高度外国人材活用促進事業

IV 平成21年度・22年度に厚生労働省委託事業として、高度外国人材を活用する企業の人事担当者や高度外国人材本人に対するアンケート調査等を実施。

活用のための実践マニュアルを作成し、普及啓発のためのセミナーを開催。